

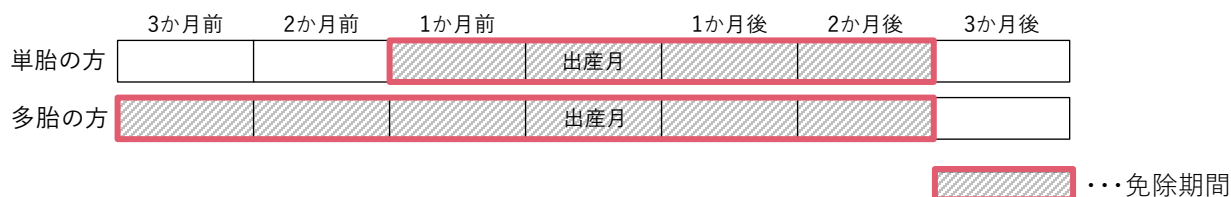
出産予定又は出産した国保被保険者の皆さんへ 産前産後期間の国民健康保険税を 免除します！

対象となる方・受付期間

- 妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

免除期間及び免除額

対象となる方の保険税のうち、出産予定日又は出産日の属する月(出産月)の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産月の3か月前から6か月間)の所得割額及び均等割額相当分について免除します。



※保険税が免除された場合で払いすぎたものがあつたときは、保険税を還付します。

※既に課税額が限度を超えている世帯の方については、減額されない場合があります。

※出産予定日と実際の出産日が異なっていた場合であっても、変更の届出は不要です。

ただし、出産予定日で届出を行った方で、出産予定日を基準とした産前産後期間よりも実際の出産日を基準とした産前産後期間で算定した方が免除額が多い場合は、届出により出産月を変更することができます。

届出に必要な書類

- ① 届出をする方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ② 出産被保険者(変更)届(国保年金課窓口やホームページから取得してください。)
- ③ 出産予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認できる書類(母子健康手帳など)
- ④ (出産後に届出を行う場合のみ) 出産した被保険者と子の関係が分かる書類
- ⑤ (別世帯の方が代理で届出を行う場合のみ) 委任状

届出先(担当)

焼津市役所 健康福祉部 国保年金課 保険担当 TEL 054-626-1113

※大井川市民サービスセンターでも届出は可能です。

届出について相談したい内容などがありましたら、担当までご連絡ください。